

2023年4月吉日  
2024年4月1日更新

貿易関係証明申請者・代行業者各位

静岡商工会議所

## 【重要】貿易登録（更新）のオンライン化について

平素より当商工会議所事業に格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

静岡商工会議所では、貿易登録（更新）の受付方法を **2023年4月3日（月）** から「貿易関係証明システム」を利用したオンライン受付に変更することといたしました。

つきましては、下記の案内に従って貿易登録（更新）の受付をしていただくよう、お願い申し上げます。

### 記

オンライン登録開始日：2023年4月3日（月）～

対象者：静岡商工会議所に貿易登録をしている申請者・代行業者で登録更新月の方

「貿易関係証明システム」上で必要事項を入力した後、ダウンロードした「誓約書」と「登録台帳（業態内容届・署名届）」をその他必要書類とあわせて静岡商工会議所窓口にご提出ください。

発給申請方法（窓口・オンライン）にかかわらず、今後貿易登録（更新）は、オンライン受付に順次一本化されます。オンライン登録後も従来の窓口での発給申請は可能です。

貿易登録が完了後、貿易登録証（管理者IDとパスワード）を発行いたします。

貿易登録証は「貿易関係証明発給システム」の利用に必要となります。

またオンライン登録は随時受け付けておりますので、ご希望があれば登録更新月でない申請者・代行業者の方も受付が可能です。その場合の有効期限は以下の通りです。

会 員：オンライン登録をした日から新たに2年間

非会員：次の2つからお選びください。

- ① 既存の有効期限を引き継ぐ（次回更新の際に登録手数料5,500円を支払う）
- ② オンライン登録をした日から新たに2年間（登録手数料5,500円を支払って登録）

貿易登録とは

原産地証明、インボイス証明、サイン証明などの貿易関係証明を静岡商工会議所で取得するために必要な申請者・代行業者としての登録のこと。（登録期間2年間）

「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規定」に基づいて、誓約書や各種届出を予め提出する。（商工会議所の会員登録とは異なります）

## オンライン登録・更新手続の流れ

- (1) 「貿易登録のご案内 ([https://coo.jcci.or.jp/eCO/form\\_int.htm?id=2001](https://coo.jcci.or.jp/eCO/form_int.htm?id=2001))」にアクセスし、必要事項を入力します。「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」と「商工会議所貿易関係証明罰則規程」を確認してください。

★「貿易関係証明 貿易登録マニュアル」を必ずご一読ください。

オンライン登録・更新手続きについての詳細をご説明しております。

- (2) 「貿易登録のご案内」でご入力いただいたメールアドレスに「貿易登録の申請」のURLをお送りいたします。

- (3) 「貿易登録の申請」ページで、企業情報や署名者情報を入力してください。あわせて個人情報の取扱いについて確認し、【貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約】に同意してください。

- (4) 「誓約書」および「登録台帳（業態内容届・署名届）」を印刷し、「誓約書」に押印、「署名届」に肉筆サインをしてください。

- (5) 「誓約書」と「登録台帳（業態内容届・署名届）」とその他の必要書類（別添資料2参照）を静岡商工会議所窓口へ提出してください。非会員は登録手数料（5,500円）が別途必要です。（会員は無料）。誓約書等が窓口へ提出され次第、非会員には登録手数料の請求書を送付いたします。貿易登録承認は入金確認後となります。

- (6) 貿易登録の承認後、「貿易関係証明発給システム」の利用に必要な「貿易登録証（管理者IDとパスワード）」を発行し、レターパックにて郵送いたします。

管理者IDでは、貿易登録内容の変更・更新、署名登録証（ユーザーID・パスワード）の閲覧や出力が可能です。

★「貿易関係証明 管理者IDマニュアル」をご一読ください。

- (7) 管理者IDから署名登録証（ユーザーID・パスワード）を署名者に交付してください。ユーザーIDはオンライン発給申請に使用します。（窓口申請では使用しません）ユーザーIDから必要に応じてサブIDを作成することができます。

★「貿易関係証明 サブIDマニュアル」をご一読ください。

代行業者の方が申請者（ユーザーID利用者）の代行としてオンライン発給申請を行うには、サブIDの登録が必要となります。（窓口申請では使用しません）

サブIDは、ユーザーIDの利用者（署名者）以外の第三者が、署名者本人に代わって当該ユーザーIDの署名を用いてオンライン発給申請をする場合に使用します。

お問い合わせ・書類提出先

静岡商工会議所清水事務所 産業振興課

〒424-0821 静岡市清水区相生町 6-17

TEL : 054-353-3401 HP : <https://www.shizuoka-cci.or.jp/gensanchi-online>

(別添1) システムの動作環境

項目	内容
システム稼働時間	平日（土日・祝日・年末年始を除く）8時30分～17時30分
OS	Windows10（32/64ビット）
指定ブラウザ	Google Chrome（最新版のみ動作保証します）
ブラウザ設定	<p>予め以下の設定をお願いします。</p> <p><b>【ポップアップ許可設定】</b> ※証明書のPDFファイル表示等のため 「設定」→「プライバシーとセキュリティ」→「サイトの設定」 →「ポップアップブロックとリダイレクト」→「許可」項目に 「https://coo.jcci.or.jp」を追加</p> <p><b>【オートコンプリート機能の無効化】</b> ※誤入力为了避免のため 「設定」→「住所やその他の情報」→「住所の保存と入力」項目右側のボタンをクリックしてオフにする。</p>
ソフトウェア	AdobePDFが閲覧/印刷できるソフトウェア
システム利用上の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・同じPCで複数IDを用いてシステムにログインしないでください。セッション異常を起こしシステムとの接続が切れる場合があります。</li><li>・ログイン後、画面を複数のウィンドウやタブで開かないでください。セッション異常を起こしシステムとの接続が切れる場合があります。</li></ul>

(別添2) その他必要書類

<p>法人</p>	<p>登記事項証明書 (<u>履歴事項全部証明書</u>) (3 カ月以内に発行された原本)                  印鑑証明書 (3 カ月以内に発行された原本)</p> <p>代表者・署名する方が外国人の場合—在留カード (両面) / 特別永住者証明書 (両面) / パスポート (氏名、在留資格、在留期限の記載頁) の写し                  ※在留資格や在留期限の条件を確認します。</p> <p>代表者が国家資格を有する場合—所属団体発行の資格証明書                  中古品を取り扱う場合—「古物商許可証」のコピー                  地域外に登記上の住所が所在する場合—地区外登録の理由書                  その他、静岡商工会議所から求められた書類</p>
<p>個人</p>	<p>住民票                  (3 カ月以内に発行された原本・マイナンバーが記載されていないもの)                  印鑑証明書 (3 カ月以内に発行された原本)</p> <p>代表者・署名する方が外国人の場合—在留カード (両面) / 特別永住者証明書 (両面) / パスポート (氏名、在留資格、在留期限の記載頁) の写し                  ※在留資格や在留期限の条件を確認します。</p> <p>国家資格を有する場合—所属団体発行の資格証明書                  中古品を取り扱う場合—「古物商許可証」のコピー                  新規登録の場合—「開業届」のコピーまたは「納税証明書 (事業税)」                  地域外に住民票上の住所が所在する場合—地区外登録の理由書                  その他、静岡商工会議所から求められた書類</p>
<p>代行業者</p>	<p>(1) 法人の場合                  登記事項証明書 (<u>履歴事項全部証明書</u>) (3 ヶ月以内に発行された原本)                  印鑑証明書 (3 ヶ月以内に発行された原本)</p> <p>(2) 個人の場合                  住民票 (3 ヶ月以内に発行された原本)                  印鑑証明書 (3 ヶ月以内に発行された原本)</p>

代表者・署名者として登録できる在留資格

代表者	署名者
<p>経営・管理、永住者、定住者、日本人の配偶者等、特別永住者、永住者の配偶者等、法律・会計業務、企業内転勤、高度専門職</p>	<p>経営・管理、永住者、定住者、日本人の配偶者等、特別永住者、永住者の配偶者等、法律・会計業務、企業内転勤、技術・人文知識・国際業務、高度専門職</p>